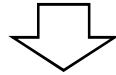


ねん ど ていげん
2003年度・提言②

がいこくじん ほごしや にほん きょういく りかい ふか ほごしや じりつ
**外国人保護者が日本の教育について理解を深め、保護者として自立で
きるよう支援する。**

- 1 外国人保護者が日本の教育制度や学校生活について理解できるよう、定期的に情報提供や相談を行う機会を設ける。
- 2 各学校に外国人保護者の相談窓口になる担当者を置き、外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、PTAなどと協力して支援する。



1、2

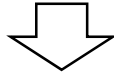
ねん ど
2018年度 A

- 1 総合教育センターでの編入相談では、日本の学校生活についての説明をできる限り丁寧に実施した。中学校へ編入する保護者・本人には「多文化共生ネットワークかながわ」が作成している「公立高校入学のためのガイドブック(10言語)」にそって特別枠受験、費用などについて説明を行っている。毎年11月実施の「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」では、個別相談に時間をかけられるように母語通訳を昨年度同様充実させた。また、学習支援員の研修も開催し、進路担当による説明や質疑応答を行った。今後も、引き続き取組の継続と充実を図っていく。
- 2 小・中・特別支援学校の帰国・外国人児童生徒教育担当者に対する研修会を開催した。川崎市の現状や受入れ・適応について研修するとともに、大学から講師を招き、帰国・外国人児童生徒の日本語指導や学習支援、受入れで配慮することなどについて研修を行った。
今後も、引き続き取組の継続と充実を図っていく。
外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、支援する。

ねん ど ていげん
2003年度・提言③

がいこくじんし みん ち い きしやかい こうせい いん し せい さん か かわさきし
外国人市民が地域社会の構成員として市政参加できるよう、川崎市が
じゅうみんとうひょうせい い ど そうせつ さい がいこくじんし みん さん か
住民投票制度を創設する際に外国人市民も参加できるようにする。

- 1 じゅうみんとうひょうせい い ど とうひょうしかくしや ねんいじょうし ない がいこくじんとろうく がいこくじんし みん い
住民投票制度の投票資格者に、1年以上市内に外国人登録をしている外国人市民を入れる。
- 2 とうひょうしかく じ ぜん しんせい とうひょう
投票資格は事前に申請しなくても投票できるようにする。



1、2

ねん ど
2008年度 A

せい ど せ あん たい ば ぶ り っ く こ め ん と て つ き け っ か ふ じょうれい あん さく せい
制度素案に対するパブリックコメント手続結果を踏まえて条例案を作成し、2008(平成20)年6月、
し ぎ かい ねん だい かいてい れい かい じゅうみんとうひょうじょうれい かけつ せいりつ
市議会(2008年第2回定例会)において住民投票条例が可決・成立した。

どうじょうれい がいこくじん とうひょうしかく まん さいいじょう えいじゅうしやおよ とくべつえいじゅうしやなら にほん
同条例では、外国人の投票資格について、満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に
ざいりゅうしかく ねん こ ざいりゅう ひ つづ ほんし げつじょうざいりゅう もの
在留資格をもって3年を超えて在留し、引き続き本市に3か月以上在留としている者としている。

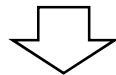
がいこくじん とうひょうしかくしやめいぼ さくせい あ がいこくじんとろうくげんびょう じょうほう りょう じどうてき
また、外国人の投票資格者名簿の作成に当たっては、外国人登録原票の情報を利用し、自動的
とうひょうしかくしやめいぼ とうろく ほうほう
に投票資格者名簿へ登録する方法としている。

げんざい しこうきそく さくせい とうひょうしかくしやめいぼ かん し す て む かい は つ とう さぎょう すす ねん がつ
現在、施行規則の作成や投票資格者名簿に関するシステム開発等の作業を進めており、2009年4月
にち どうじょうれい しこう
1日に同条例を施行する。

ねん ど ていげん 2003年度・提言④

がいこくじんし みん りょうしつ じゅうたく きょうきゅう きょじゅう あんてい はか
外国人市民にとって、良質な住宅の供給がなされ、居住の安定が図ら
れるよう、公共住宅に入居しやすい環境を整備する。

- 1 市営住宅の入居や募集の情報を外国人市民に積極的に広報するとともに、募集の案内にルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいようにする。
- 2 県営住宅についても市営住宅と同様の対応を図るよう、県に働きかける。
- 3 市営住宅の応募方法について、外国人市民が気軽に相談できるよう、窓口の充実を図る。



1 ねん ど 2008年度 A

2005年度から、市営住宅の募集案内ポスターにルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいものに改めた。区役所・行政サービスコーナーだけでなく、国際交流センターにも募集案内ポスターを掲示し、外国人市民への広報に努めた。また「募集のしおり」の理解できない部分については窓口等で説明し、十分に理解できるよう対応した。これらの取組の結果、2006年度から2008年度までの3年間で、外国人市民の入居者数は20か国604人から23か国635人に増加した。

2 ねん ど 2005年度 A

全国公営住宅管理協議会関東ブロック会議等、県が出席する会議で提言内容についての説明をおこなった。

3 ねん ど 2008年度 A

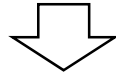
2006年度から、募集の窓口が住宅業務に精通した川崎市住宅供給公社に一元化されたため、外国人市民に対して的確かつ迅速な対応が可能となり、特に適切な相談業務を実施したことが、外国人市民の入居者数の増加につながっている。これからも相談窓口の指導を継続し、公社相談業務のより一層の向上を図っていく。

ねん ど ていげん 2003年度・提言⑤

ねんきん だったいいちじきん せいど かいぜん くに はたら
年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。

1 脱退一時金の支給額を納付期間に見合った額に改善する。

2 脱退一時金の支給率をあげる。



1、2

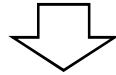
ねん ど
2018年度 A

短期在留外国人の脱退一時金の支給加入期間の設定及び支給額の見直しについて、政令指定都市から厚生労働省に要望してきたが、2017年度の回答によると、国としては脱退一時金は特例であり、本来社会保障協定の締結によって解決すべきと考えており、将来廃止の方向で縮小を検討しているため拡充は困難であるということであった。引き続き脱退一時金に対する国の考え方を注視していく。

2005年度・提言①

日本語を母語としない子どもが、その背景、年齢、能力に応じ学習支援を受けることができるよう、システムをさらに充実させる。

- 生活言語(日常生活に必要な日本語)だけでなく、学習言語(学習に必要な日本語)が学べる体制づくりや教材開発を行う。
- 学習支援は、その子どもが通う学校や身近な地域で行うことができるようにする。



1、2

2020年度 A

1 日本語指導の体制見直しを行い、2020年度から、国際教室の設置基準を満たす、日本語指導が必要な児童生徒が5名以上いる全ての学校(37校)に国際教室を設置している。また、5名に満たない学校においても、教員免許を有する非常勤講師による巡回指導を実施し、すべての児童生徒が、在籍する学校で特別な教育課程に基づく指導が受けられる体制も整備した。さらに、新たな転入等で、日本語での学校生活に不安のある児童生徒に対しては、母語支援を主とした日本語初期支援員を、業務委託により迅速かつ確実に配置している。

国際教室担当者や非常勤講師に対しては、日本語指導実施にあたっての研修会を開催し、専門性の向上を図りながら、指導力のさらなる向上を図っている。

2 日本語指導体制の見直しを行い、2020年度から、国際教室の設置基準を満たす、日本語指導が必要な児童生徒が5名以上いる37校全てに国際教室を設置している。また、5名に満たない学校においても、教員免許を有する非常勤講師による巡回指導を行うことで、すべての児童生徒が、在籍する学校で特別な教育課程にもとづく指導が継続的に受けられる体制を整備した。

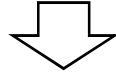
また、これらの教員による指導とともに、母語での支援を主とした日本語指導初期支援員の配置を、業務委託により迅速かつ確実に実施している。中学校の段階で支援をはじめた生徒については、実態に応じて時間数の延長対応も行っている。

さらに、担当課では「外国につながるのある児童生徒・保護者のための支援事業一覧」を作成して教員に情報提供を行い、地域の学習支援団体との連携も進めている。

ねん ど ていげん
2005年度・提言②

がいこくじんし みん にほんじんし みん す かわさきし
外国人市民と日本人市民がともに住みやすい川崎市をつくっていくため
がいこくじんし みん し せい さん か いっそうすいしん
に、外国人市民の市政参加をより一層推進する。

- がいこくじんし みん はばひろ ぶん や いけん ひょうめい こうけん し かくしゅしんぎ かいとう さん か
1 外国人市民が幅広い分野で意見を表明・貢献することができるよう、市の各種審議会等に参加しやす
くするなど、環境整備に努める。
かんきょうせい い び つと
- がいこくじんし みん ち ほうさんせいけんじつげん む く に はたら つと
2 外国人市民の地方参政権実現に向けて、国に働きかけるよう努める。



1、2

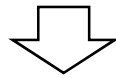
ねん ど
2024年度 B

- いら い もと し こくさいこうりゅうきょうかい しんぎ かいとう いいん がいこくじんし みん だいひょうしや かいぎ だいひょうしや すいせん
1 依頼に基づき、市や国際交 流 協 会の審議会等の委員に外国人市民代表者会議の代表者を推薦
した。引き続き外国人市民委員の参加促進のため、全 庁 会議等を通して庁 内 に呼びかけていく。
ひ つづ がいこくじんし みん いいん さん かそくしん ぜんちょうかいぎとう とお ちょうない よ
- がいこくじんし みん ち ほうさんせいけん こっかい どうこうとう ちゅうし
2 外国人市民の地方参政権について、国会の動向等を注視していく。

2005年度・提言③

外国人市民にとって必要な情報がより広く周知されるよう、情報の提供方法について見直しを行う。

- 各区の区役所、市民館、図書館等に設置された外国人市民情報コーナーを改善する。
- 外国人登録窓口に来たすべての外国人に、多言語情報資料『川崎市に住む外国人の皆さんへ』を渡すようにする。
- 国際交流センター以外に、区役所など身近な場所にも外国人市民のための多言語相談窓口を設けるよう検討する。



1 2024年度 B
各施設における外国人市民情報コーナーの状況に関する調査を行った。その結果、配架されている情報については、所管課において都度更新していることを確認した。また、外国人市民情報コーナーの表示については、多くの施設でわかりやすい形で表示されているところであるが、すべての施設でわかりやすい形で表示がされるよう引き続き働きかけていく。

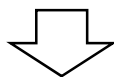
2 2015年度 A
「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の内容を改訂し、各区役所と市民館や図書館等に2015年度版として配布する。
また、各区役所転入窓口において、外国人市民に必要で基本的な情報（ウェルカムセット）を、統一的に配布を開始した。

3 2007年度 A
2006年10月から川崎区役所と麻生区役所において、3言語（英語・中国語・タガログ語）による外国人相談窓口を開設している（月に2回・1回あたり半日）。
市民への広報としては、市政だよりでお知らせしたり、多言語の相談窓口案内ポスターを作成し、市の施設や市全域にある広報掲示板（545か所）などで掲示した。利用者は少しずつ増えているが、まだ相談窓口が増えたことを知らない市民もいるので、今後も、より多くの外国人市民に利用されるように、広報していく。

2007年度・提言①

日本語を母語としない子どもが日本の社会で自立して生活していけるように、義務教育修了後に進学を希望する子どもへの支援体制を整える。

- 1 中学校卒業までに高等学校進学に必要な基礎的学力が身につくようサポートする。
 - (1) 日本語指導等協力者派遣制度を充実させ、子どもの日本語習得状況に応じて、派遣期間や派遣回数を工夫する。
 - (2) 学習支援における母語の活用について検討する。
- 2 日本語を母語としない子どもと保護者のための高等学校進学説明会の充実や、ハンドブックの作成など、進学に関する情報の周知に努める。
- 3 高等学校入学後も、日本語支援や精神的なサポートなど、安定して学校生活を送っていくための様々な支援を行う。



1 2020年度 A

日本語指導体制を見直し、2020年度から日本語指導等協力者の派遣を廃止し、国際教室の設置基準に満たない、日本語指導が必要な児童生徒在籍数1～4名の学校においても、教員免許を有する非常勤講師が巡回することで、すべての児童生徒が、年間を通じて特別な教育課程に位置づいた指導が受けられる体制を整えた。

また、これらの教員とともに、母語での支援を主とした日本語初期支援を行う支援員を、業務委託により配置した。支援員は、中学生に対しては支援の時間を延長できる仕組みとしている。さらに、希望する学校に通訳機器を配置し、日常のコミュニケーションや学習支援に役立てている。

2、3 2018年度 A

2 総合教育センターでの編入相談では、すべての中学校へ編入する保護者・本人に「多文化共生教育ネットワークかながわ」で作成している多言語の「公立高校入学のためのガイドブック」にそって特別枠受験、費用などについて時間をかけて説明の充実を図っている。11月実施の「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」は母語通訳の派遣を行った。

こうした取組を継続して実施するとともに、一層の周知にも努めていきたい。

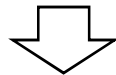
3 定時制高校3校で非常勤講師派遣を行い、日本語指導、学校生活のサポートを行っている。

高等学校定時制に入学する外国につながる生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導及び学校適応などに対する支援ニーズは強くなっている。現在は各高等学校が独自に情報を集め、支援を各関係機関に依頼している形であるが、その方法を検討していく必要がある。

ねん ど ていげん 2007年度・提言②

に ほ ん ご に ほ ん しゅうかんとう ふ な がいこくじんし み ん きんきゅうじ こま
日本語や日本の習慣等に不慣れな外国人市民が緊急時に困らないよ
うな体制づくりをすすめる。

- 1 地震などの経験のない外国人市民も災害への心構えができるように、危険から身を守る方法、事前に準備しておくこと、避難の方法などが書いてある防災啓発資料を作成し、広く配布する。
- 2 災害がおこったとき、どの避難所でも災害用多言語ツールを使えるようにしたり、「やさしい日本語」やイラスト・絵文字(ピクトグラム)を使った表示をするなど、外国人市民にも十分に情報を伝えられる体制を整える。



1、2

ねん ど
2008年度 A

1 「地震に自信を(緊急時の対応ガイド)」(英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ラオス語、カンボジア語版)を各区役所やイベント時に配布している。また、これまでも多言語版防災マップ作成を対象としたパワーアップモデル事業補助金による支援、「ぼうさい出前講座」の開催、職員による防災講話等を実施している。

さらに2008(平成20)年度作成の「備える。かわさき」の防災マップを英訳した。日本語版の裏面に英語版を印刷し、外国人転入者や日本語学級などで配布した。

今後は、多言語の防災マップを作成するに当たって、外国人市民がどのような情報を必要としているのかを調査し、可能なかぎり反映させていくことを検討している。

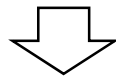
2 現在の情報提供体制として、避難所標識に英語併記を行っており、マークを緑十字からピクトグラムへ変更している。また、今年度は、災害時に避難所等で必要な案内、注意、呼びかけなどを多言語で表示できるよう、災害時多言語ツールを各区防災担当者に紹介し操作方法を説明することで、普及を図った。

今後は、避難所運営会議などで、より一層の周知を図るとともに、災害時、速やかに各避難所で地域の特性にあった言語の表示ができるよう、掲示物を常備していくことの重要性を啓発していく。

2007年度・提言③

市民にとって最も身近な行政窓口である区役所で、日本語が十分でない外国人市民に対する情報提供が適切に行われるようにする。

- 1 どの地域に住むことになっても、最低限必要な生活情報を手に入れることができるよう、各区役所で外国人市民向けに提供する情報についての統一的な基準(スタンダード)を設定する。
- 2 庁舎内の案内表示を多言語にしたリルビを振るなど、外国人市民にも利用しやすい区役所となるよう配慮する。
- 3 多言語以外にもイラストや絵文字(ピクトグラム)等を活用して、誰にでもわかりやすい情報を作成、提供する。



1

2015年度 A

各区役所転入窓口において、「外国人の皆さんへ」をはじめ、ごみの分別や防災に関する多言語版の資料などを、外国人市民に必要な基本的な情報を統一し、「ウェルカムセット」として配布を開始した。

2、3

2008年度 A

6言語による用語データ集及び案内文集、「外国人市民情報コーナー(6言語表記+「i」)及び「総合案内・受付(6言語表記+「?」)の案内表示板(A3判)を作成し、各区役所・支所に配布した。引き続き、誰にでもわかりやすい表示の使用を働きかけていく。

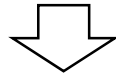
2009年度・提言①

外国につながる子どもたち[※]に高等学校進学のための支援を充実させる。

1 外国につながる子どもたちが学校の授業や高等学校入試に適応するため、学習支援を受けられる仕組みを整備する。

2 高等学校入試について、市立高等学校において外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度の導入を検討する。そして、神奈川県に対し、在県外国人等特別募集を川崎市内の県立高等学校において実施することと、募集定員を拡大することを働きかける。

[※]外国籍の子ども及び国際結婚家庭の子どもや外国で成長した子ども等、外国に背景を持つ子どもたちのこと。



1 2016年度 A

今年度も、児童生徒に初期の日本語指導を1回2時間、週2回計72回（9か月）行った。
また、中学3年生の学習支援（定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など）を日本語指導等協力者派遣事業の中で実施し、21校の中学校へ学習支援員を派遣した。
日本語指導等協力者派遣事業について、学習支援員の研修を含めて、体制の整備を行うことができた。今後は、整備した体制を活性化させ、よりよい学習支援をめざして学習支援員の研修を充実させていく。

2 2022年度 A

川崎市立高校への在県外国人等特別募集制度の導入を決定し、あわせて規則改正等を行った。
教職員の配置や教育課程編成についても検討を行っている。川崎市域における県立高校における在県外国人等特別募集の定員増についても、引き続き県教育委員会と協議を行っている。

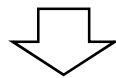
2009年度・提言②

小・中学校における多文化理解教育の充実

1 小・中学校での多文化理解教育の中心である民族文化講師ふれあい事業【※】の今後の参考となる実践集を作成し、多文化理解教育を推進する。

2 多文化理解教育は、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の重要な機会になる。外国につながる子どもたちの文化や言葉を多文化理解教育に取り入れる。

【※】 外国人市民に、学校の授業等において自らの文化や国等のことについて講義や実演をしてもらうことで、日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育んでいくことをねらいとする。1997年度から講師派遣を行っている。



1、2

2014年度 A

1 今年度は、これまで「人権尊重教育実践集録」に掲載してきた民族文化講師ふれあい事業の取組や、2月に開催している交流会の内容などをまとめ、今後の民族文化講師ふれあい事業の参考となる「民族文化講師ふれあい事業実践集」を作成し、年度末に各学校に配布する予定である。

2 今年度も、民族文化講師ふれあい事業を継続して実施している。これまでの取組の中で、外国につながる子どもたちの文化や言葉、遊び等を取り入れて実践している学校も多くあり、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の向上及び多文化理解の推進につながっている。多文化共生に向けた取組がより充実した内容で行われた実践例が数多く報告されていることから、一定の成果を得たものと考ええる。

今後も、講師派遣団体と連携を図り、民族文化講師ふれあい事業の継続と充実、多文化共生教育の理解、周知を進めていく。

ねん ど ていげん 2009年度・提言③

がいこくじんし みん あんしん ち い き いりよう う たいせい つく
外国人市民が安心して地域で医療が受けられる体制を作る。

- 1 国際交流協会や市民活動団体など関係機関が連携を図り、医療についての相談や病院への付き添い者派遣などの支援ができるようにする。
- 2 外国語で対応できる病院や、多言語医療問診票などの医療情報をまとめたリンク集を市のホームページ上に作る。
- 3 市内の医療機関で多言語医療問診票の利用や院内表示の多言語化をすすめるとともに、医療通訳者や付き添い者の利用ができるようにするなど、医療機関において外国人が受診しやすい環境整備を働きかける。



ねん ど 2020年度 A

2020年度の上半期（4月から9月）の川崎市国際交流センターの外国人窓口相談における医療相談の件数は76件で、今年度は上半期だけですでに昨年度1年間（87件）とほぼ同数の相談を受けた。専門性の高い医療についての相談や、特別なスキルが求められる病院への付き添い者の派遣については、AMDA国際医療情報センターやMIC かながわ等の専門機関と連携し、相談者を紹介することが定着している。

ねん ど 2011年度 A

医療情報をまとめたリンク集を市の外国人市民施策担当のページに作成している。今後も情報が古くならないよう注意し、新しい情報を随時収集し、更新していく。

ねん ど 2011、2012年度 A

【健康福祉局において担当】2011年度 A
神奈川県が主体となった医療通訳派遣システム事業に協調し、市町村負担金を支出するとともに、かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会に参加し、医療通訳派遣システムの充実・強化を図り、今年度からは市立多摩病院、市立井田病院、川崎協同病院の3病院を協定医療機関に追加することができた。

今後も、神奈川県や県内他市町村と連携しながら、医療関連団体等への働きかけを行っていくことにより、引き続き外国人市民が受診しやすい環境の整備に努めていく。

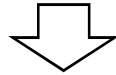
【病院局において担当】2012年度 A
市立病院においては、受付窓口で神奈川県作成のガイドブックを設置する等、病院ごとに工夫し、外国人市民への円滑な対応に努めた。また、神奈川県医療通訳派遣システム事業に、市立3病院全て参加し、外国人市民が受診しやすい環境を整備した。

さらに、市立井田病院の再編整備に伴い、部分的に院内表記に英語を併記した。

ねん ど ていげん 2009年度・提言④

がいこくじんしみん たようか そうだんに ーず たいおう せんもんでき ちしき も
外国人市民の多様化する相談ニーズに対応できる専門的な知識を持つ
じんざい ようせい もんだいかいけつ しえん
た人材を養成し、問題解決の支援ができるようにする。

- 1 こくさいこうりゆうきょうかい しみん かつどうだんたいとう しょくいん く やくしよしょくいん たいしやう せんもんでき けんしゅう じっし がいこくじん
国際交流協会や市民活動団体等の職員と区役所職員などを対象に専門的な研修を実施し、外国人
しみん ふくざつ たようか もんだい れんけい たいおう
市民の複雑で多様化した問題に連携して対応できるようにする。
- 2 せんもんでき ちしき も じんざい く やくしよ がいこくじんそうだんまどぐち かつやう
専門的な知識を持った人材を区役所や外国人相談窓口などで活用できるようにする。



1

ねん ど
2024年度 B

【総務企画局において担当】

かくかいそうべつけんしゅう おお かいそう たいしやう ら ー にん ぐ し す て む しょう じんけん かか こうぎ
各階層別研修において、多くの階層を対象にeラーニングシステムを使用した人権に係る講義を
じっし なか がいこくじんしみん かん だいがい あつか ねん がつ たぶん かきやうせい て ー ま
実施し、その中で外国人市民に関する題材も扱った。また、2024年2月に多文化共生をテーマとし
じんけんけんしゅう ぜんしよくいん たいしやう じっし がいこくじんしみん かだい りかい いしき こうじやう はか
た人権研修を全職員を対象として実施し、外国人市民の課題を理解するための意識の向上を図
こんご かんけいぶしょ じゅうぶん きやうぎ ひ つづ かくかいそうべつけんしゅうとう がいこくじんしみん たい
った。今後も、関係部署と十分に協議し、引き続き各階層別研修等において外国人市民に対する
いしき ふく じんけん たぶん かきやうせい かか かもく じっし しょくいん いしきこうじやう はか
意識を含めた人権や多文化共生に係る科目を実施し、職員の意識向上を図る。

【市民文化局において担当】2021年度 A

しみんぶんかきやう ねん ど
「多文化共生総合相談ワンストップセンター」では、2021年4月に相談受付時間を拡充し、7月に
たぶん かきやうせいそうごうそうだんわ ん す とつ ぶ せん た ー
はテレビ会議システム（ZOOM）を活用したオンライン相談を開始するなど、相談支援体制のさらなる
て れ び か い ぎ し す て む かつやう おん ら い ん そうだん かいし そうだんしえんたいせい
拡充を図った。相談員の研修については、内部研修・勉強会の実施、外部機関が実施する研修
かくじゅう はか そうだんいん けんしゅう ないぶけんしゅう べんきやうかい じっし がいぶきかん じっし けんしゅう
への積極的な参加など、昨年度に引き続き取組を実施している。内部研修では、外国人市民の相談
せつきよくてき さんか さくねんど ひ つづ とりくみ じっし ないぶけんしゅう がいこくじんしみん そうだん
に ーず そく けんしゅう ないやう くふう かんけいきかん ぎやうせい まどぐち れんけい
ニーズに即した研修となるように、内容も工夫している。また、関係機関や行政の窓口と連携した
そうだん ひ つづ とりくみ じっし
相談についても、引き続き取組を実施している。

2

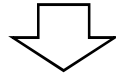
ねん ど
2020年度 A

ねん がつ たぶん かきやうせいそうごうそうだんわ ん す とつ ぶ せん た ー どうせんたーない せっち ともな
2019年7月に多文化共生総合相談ワンストップセンターが同センター内に設置されたことに伴
げんご べとなむご たいご いんどねしあご ねばーるご ついか げんご そうだんいん
い、4言語（ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語）を追加し、11言語の相談員による
まどぐちそうだんじぎやう かいし がつ かくくやくしよ ちいきしんこうかそうだんじやうほうたんとう わん す とつ ぶ せん た ー
窓口相談事業が開始された。また、10月に各区役所の地域振興課相談情報担当にワンストップセンター
とつながるタブレットを配布し、相談員への相談ができるようになった。
た と し とりくみじれいとう さんこう わん す とつ ぶ せん た ー かんけいぶしょ れんけい けんとう
他都市の取組事例等を参考にしつつ、ワンストップセンターと関係部署との連携について検討し
ていく。

2011年度・提言①

外国人市民に関する調査を、5年に1度実施する。

- 外国人市民が困っていることや生活に必要な情報が届いているか等の外国人市民の実態を把握するために、5年に1度調査を行う。
- 調査結果は、市民に公表するとともに、外国人市民代表者会議に報告する。また、市の施策で活用するものとする。



1

2020年度 A

提言を受けて2014年度に外国人市民意識実態調査（アンケート調査）を、2015年度に外国人市民意識実態調査（インタビュー調査）を実施した。2019年度にも外国人市民意識実態調査（アンケート調査）を実施したことから、5年に1度の調査が実施できている。引き続き、定期的な調査が実施できるよう努めていく。

2

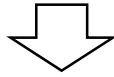
2015年度 A

外国人市民意識実態調査（アンケート調査）の調査結果を外国人市民代表者会議に報告し、調査審議の検討材料として活用した。また、作成した報告書については、庁内全局（区）及び関係団体等へ配布するとともに、市ホームページで公開し、市の様々な施策に活用した。

ねんど ていげん 2011年度・提言②

だれ はい ねんきん せいど くに はたら
誰にでも入りやすい年金制度を国に働きかける。

- 1 しゃかいほしやうきやうてい ていけつこく ふ はや ていけつ くに はたら
社会保障協定の締結国を増やし、できるだけ早く締結するよう国に働きかける。
- 2 ねんきん だったいいちじきん せいど かいげん くに はたら ねんどていげん さいていげん
年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。(2003年度提言の再提言)
- 3 ねんきん せいど かん わ しりやう さくせい くに はたら
年金制度に関する分かりやすい資料の作成を国に働きかける。



1

ねんど
2020年度 A

れいねん どうよう せいれいしていと しこくほ ねんきんしゅかんぶ かちょうかいぎ つう こうせいろどうしょう こくみんねんきん かん
例年と同様、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出した。

ねん がついついたちげんざい
なお、2020年10月1日現在における社会保障協定発効国は20か国となっている。(ドイツ、英国、
かんこく べいこく べるぎー ふらんす かなだ おーすとらりあ おらんだ ちえこ すぺいん あいるらんど
韓国、米国、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、
ぶらじる すいす はんがりー いんど るくせんぶるぐ ふいりびん すろばきあ ちゅうごく
ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルグ、フィリピン、スロバキア、中国)
ひ つづ しゃかいほしやうきやうてい ていけつこく かくじゅう こうせいろどうしょう はたら
引き続き、社会保障協定締結国の拡充について、厚生労働省に働きかけていく。

2

ねんど
2018年度 A

たんきざいりゅうがいこくじん だったいいちじきん しきゅうかにゆうきかん せつていおよ しきゅうがく みなお せいれいしていと し
短期在留外国人の脱退一時金の支給加入期間の設定及び支給額の見直しについて、政令指定都市
こうせいろどうしょう ようぼう ねんど かいとう くに だったいいちじきん とくれい
から厚生労働省に要望してきたが、2017年度の回答によると、国としては脱退一時金は特例であり、
ほんらいしゃかいほしやうきやうてい ていけつ かいけつ かんが しょうらいはいし ほうこう しゅくしょう けんとう
本来社会保障協定の締結によって解決すべきと考え、将来廃止の方向で縮小を検討して
かくじゅう こんなん かいとう ふ せいれいしていと しこくほ ねんきんしゅかんぶ か
いるため拡充は困難であるとのことであった。この回答を踏まえ、政令指定都市国保・年金主管部課
ちょうかいぎ つう しゃかいほしやうきやうてい ていけつこく かくじゅう こうせいろどうしょう こくみんねんきん かん ようぼうしよ
長会議を通じて、社会保障協定締結国の拡充について厚生労働省に「国民年金に関する要望書」
ていしゅつ こんごよてい ねんきんせいどかいせい くに どうこう ちゅうし しみん さーびす
を提出している。今後予定されている年金制度改正について、国の動向を注視し、市民サービスの
こうじょう はか
向上を図っていく。

3

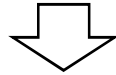
ねんど
2020年度 A

たげんご じょうほうていきやう じゅうじつ ようぼう も こ せいれいしていと しこくほ ねんきんしゅかんぶ かちょう
多言語による情報提供の充実についての要望を盛り込み、政令指定都市国保・年金主管部課長
かいぎ つう こうせいろどうしょう ようぼうしよ ていしゅつ ねん がついついたち かくくやくしよ ししよ まどぐち
会議を通じて、厚生労働省に要望書を提出した。また、2020年10月1日から、各区役所・支所の窓口
ねんきんきこう けいやく でんわ たげんごつうやくさーびす りやう かいし ひ つづ わ
で年金機構が契約している電話による多言語通訳サービスの利用が開始された。引き続き、分かりや
しりやう さくせい ねんきんじむしょ がいこくごそうだんいんはいち たげんごでんわつうやく どうにゅう こうせい
う資料の作成や年金事務所への外国語相談員配置や多言語電話通訳の導入について、厚生
ろうどうしょう にほんねんきんきこう はたら
労働省や日本年金機構に働きかけていく。

ねん ど ていげん 2011年度・提言③

た ぶ ん か り か い き ょ う い く う き か い か く じ ゅ う な い ょ う じ ゅ う じ つ は か
多文化理解教育を受ける機会を拡充し、内容の充実を図る。
ねん ど ていげん ほ そ く い げん
(2009年度提言の補足意見)

- 1 小・中学校において、すべての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上、多文化理解教育を行えるよう推進する。
- 2 多文化理解教育において、より多様な国や文化を取り入れることを推進する。



1

ねん ど
2022年度 A

各学校においては、多文化共生教育を含む国際理解に関する取組を、学習指導要領のねらいに則して行っている。道徳の授業では、2018年度から小学校で、2019年度から中学校で、国際理解・国際親善・国際貢献が内容項目に組み込まれており、各教科の学習と関連しながら多文化理解の教育を行うようになり、一定の年数が経過し、取組が定着した。また、教育委員会では「多文化共生ふれあい事業」や講演会を今年度は92校で実施する予定である。この事業を実施した学校の児童は「異文化体験の学習で様々な国の文化を知ることができ、日本とのちがいも見つけられた。」という感想や担当教員からは、「異文化について子どもたちの理解が深まった。」といった声が多く寄せられている。

今後も、学習指導要領のねらいに則し、各教科等の関係を図りながら、多文化共生教育がめざす資質・能力を育むために多文化共生ふれあい事業をはじめとする取組を継続していきたい。

2

ねん ど
2020年度 A

各学校において、多文化共生教育を含む国際理解に関する取組を学習指導要領のねらいに則して行っている。今年度の民族文化講師ふれあい事業においては、78校で多様な国々を取り上げて実施する予定である。また、学校独自の予算を活用して、民族文化体験の実施を予定している学校もある。

民族講師ふれあい事業も含めた多文化理解教育においては、児童生徒の国籍の多様化なども踏まえ、合同校長会議や人権尊重教育推進担当者研修などを通じて多様な国や文化に触れる機会を積極的に取り入れるよう周知している。

2011年度・提言④

学校におけるいじめ問題解決のための取組を推進し、保護者へのサポートを充実させる。

1 対応事例を含めたいじめ問題に関する総合的な手引きを作成し、教育関係者等に配布して、いじめの未然防止や早期解決ができるようにする。

2 保護者・児童生徒が学校でのいじめや悩みを母語で相談できる環境を整備し、多言語相談の広報に努める。



1 2018年度 A
2018年3月に「川崎市いじめ防止基本方針」を改訂し、改訂した内容について全市立学校へ周知した。学校では、改訂した基本方針に基づき「学校いじめ防止基本方針」を作成し、保護者や地域に周知するとともに、いじめ問題の未然防止や早期発見・早期対応、組織的な対応について取組を進めている。また、2018年2月に教職員向けの冊子「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして〔10〕～いじめ問題の理解と対応～」を作成し、全教職員に配布して校内研修等を行った。さらに、2018年度も引き続き、教育委員会では、管理職の研修、児童生徒指導担当者及び初任者研修等において、いじめ問題に関する研修や研究協議を実施した。いじめ問題への対応力の向上に向けた取組を今後も続けていく。

2 2020年度 A
「国際教室担当者連絡協議会」等で担当教員に対し、帰国・外国人児童生徒受入れに当たっての心構えや留意点について研修を行い、理解を深めた。また、母語支援を主とした日本語初期支援を行う支援員を業務委託により配置し、児童生徒の学校生活及び日常生活への適応支援を行っている。さらに、コミュニケーションの支援として、希望する学校には通訳機器の配置を行っている。併せて、日本語に不慣れた児童生徒及び保護者等との相談等の際に、業務委託により通訳者を派遣できるようにした。今後、帰国・外国人児童生徒受入れに当たっての心構えや留意点について、研修を通じて国際教室の担当者や児童支援コーディネーター等の理解を深めていくとともに、多様な支援ツールや団体等との連携について周知することで、児童生徒および保護者に寄り添った支援ができるよう努めていく。

2013年度・提言①

区役所における外国人市民を対象としたサービスを充実させる。

1 情報提供について(2001年度、2005年度、2007年度提言の再提言)

- (1) 転入者に対して住民登録窓口で渡す情報について市内で共通の内容を定めた「ウェルカムセット(仮称)」を作成し、各区の窓口で最低限必要な情報が得られるようにする。
- (2) 外国人市民に対しては、外国人市民に必要な基本的な情報(特に、生活・防災・医療など)の英語版を「ウェルカムセット(仮称)」に加えるとともに、外国人市民情報コーナーがあることを多言語資料で案内する。
また、すでに多言語で作成されている資料を有効に活用するために各担当窓口だけではなく、外国人市民情報コーナーにもそれらの資料を揃えるなど情報の集約と充実を図る。
- (3) 外国人市民にとって重要と思われる情報については、中長期的に多言語化を推進し情報提供の充実を図る。

2 窓口サービスについて

- (1) 区役所を訪れた外国人市民が目的に即した窓口にとどりつくことができるよう、担当窓口へ案内を行える体制を整備し窓口を明示する。
また、各窓口においては、外国人市民への対応に必要な業務知識の共有や説明能力の向上等のための人材育成を行うとともに組織的に対応できるようにする。
- (2) 市が英語(ローマ字)で発行することができる証明書が一部あることを広く周知し、利用を促進する。



1(1)

2015年度 A

【各区役所において担当】

各区役所にて、区民課で転入者に対し、生活に必要な最低限の情報を「ウェルカムセット」として、市内共通の資料を窓口で配布している。今後も配布を継続していくとともに、各区で情報交換しながら、内容の充実や更新等、継続的にサービスの向上に取り組んでいく。

1(2)

2016年度 A

【各区役所、市民文化局において担当】

外国人市民向けの多言語資料(「川崎市に住む外国人の皆さんへ」「川崎市資源物とごみの分け方・出し方」等)について、各区役所で転入者向け資料のセットと合わせて統一的に配布を行っている。外国人市民情報コーナーについて、初めて区役所を訪れた外国人市民にも情報収集しやすいようにレイアウトを工夫をした上で、生活の中で必要と考えられる情報が得られるよう資料を揃えて配布している。また、外国人市民情報コーナーを案内する多言語資料を継続して配布している。今後も、外国人情報コーナーの配布物の定期的なチェックを行って、最新の情報を提供していくとともに、外国人市民が窓口を訪れた際には外国人情報コーナーに情報が集約されていることを積極的に案内していく。

1(3)	ねんど 2020年度 A
【市民文化局において担当】 例年、「広報広聴主管会議」等で「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の説明を行い、市HPの多言語サイトへのコンテンツ掲載を含めた多言語での広報の推進について依頼している。 毎年10月1日現在の市内の多言語広報資料の情報をとりまとめた「多言語広報資料一覧」によると、2020年度の多言語資料は昨年より増加し118点であり、対応言語数は18言語に達した。 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の表1「多言語広報の優先順位の基準」に掲げる情報については一通り多言語化が実施されており、情報提供における多言語化の推進は着実に進んだ。引き続き、多言語化を推進するよう働きかけていく。	

2(1)	ねんど 2024年度 A
【各区役所において担当】 各区において、多言語を併記したフロア案内表示を行っている。また、窓口においてタブレット端末を用いた翻訳・通訳対応を行うとともに、区独自の取組として、外国人市民用窓口ガイドの作成、多言語に対応した総合案内掲示や案内サインの設置、英語版対応マニュアルの作成、〈やさしい日本語〉を用いた窓口業務に関する職員向け研修等の取組を行っている。 今後も、外国人市民が来庁した際の対応の充実に向けて、引き続き取り組んでいく。	

2(2)	ねんど 2024年度 B
【市民文化局において担当】 市が英語（ローマ字）で発行することができる証明書の有無とその周知方法について、全庁調査を行い、区役所において英語で発行することができる証明書が一部あったため、所管課に周知するよう働きかけた。その結果、窓口にて英語で発行することができる旨を表示されるようになった。	

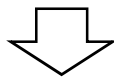
2013年度・提言②

外国人保護者が安心して日本で子どもの家庭教育を行えるよう、日本の学校や教育の仕組み・制度についての理解を深めるための取組を積極的に推進する。

(1996年度、2001年度、2003年度、2011年度提言の補足意見)

1 日本の学校や教育の仕組み・制度について知るための多言語資料の提供や説明のための機会を設ける。

2 子育て中の外国人保護者が地域の保護者や子育て経験者と交流できる場所や機会を提供する。



1

2015年度 A

日本の学校や教育の仕組み・教育制度等について、多言語で記載されている文部科学省作成の就学ガイドブックを帰国・外国人児童生徒の受け入れ懇談の際に手渡しして説明している。また、各小・中学校に1名ずつ設置している帰国・外国人児童生徒教育担当者を集める研修の中でもこの冊子を紹介し、各学校においても外国人保護者に説明してもらえよう担当者に周知した。

さらに、市立小学校へ入学する外国籍の各家庭、市立学校、市民館、区役所(区民課・児童家庭課)、国際交流センター、ふれあい館に就学に関わる手続きや準備などの説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」(7言語)を送付しているが、今年度から冊子の中身を改訂し、日本語学校や教育の仕組み・教育制度等を説明するページを加えて配布した。

2

2015年度 A

教育文化会館・市民館で実施する社会教育振興事業において、「子育てひろば」や「フリースペース」等の名称で、地域の保護者同士や子育て経験者と交流できる機会の提供を行っている。多摩市民館においては外国人保護者に対象を絞った子育てひろばも開設している。(4月～3月、全11回予定)

通常の場合に加えて、より参加しやすい機会としての「外国人子育てひろば」も定着し、一定の参加者があった。今後も、多言語広報、通訳補助など、外国人保護者が安心して参加できる体制の整備に努める。

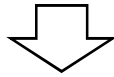
ねんど ていげん
2013年度・提言③

がいこくじんしみん あんてい かていせいかつ のうりよく ろうどうりよく はっき
外国人市民が安定した家庭生活のもと、その能力や労働力を発揮し
にほん しゃかい けいざい こうけん しゅつにゆうこくかん りぎょうせい かいぜん ほうむ
日本の社会・経済に貢献できるよう、出入国管理行政の改善を法務
だいじん はたら
大臣に働きかける。

ざいりゅうしかく かぞくたいざい かぞく はんい ざいりゅうがいこくじんおよ はいぐうしゃ おや ふく くに はたら
1 在留資格「家族滞在」の「家族」の範囲に在留外国人及びその配偶者の親を含めることを国に働きかける。

ざいりゅうしかく えいじゅうしゃ にほんじん はいぐうしゃ えいじゅうしゃ はいぐうしゃ ていじゅうしゃ も ざいりゅうがいこくじん とうがいしかく
2 在留資格「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「定住者」を持つ在留外国人が当該資格を
ゆう きかん かぎ おや にほん たいざい くに はたら
有する期間に限り、その親が日本に滞在できるようにすることを国に働きかける。

ばあい おや ざいりゅうきかんこうしんてつづ ひつよう とき にほんこくない おこな くに
3 1、2 の場合において、親の在留期間更新手続きが必要な時は、日本国内で行えるようにすることを国
はたら
に働きかける。



1、2、3

ねんど
2024年度 B

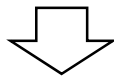
しゅつにゆうこくかん りぎょうせい くに どうこうとう じょうほうしゅうしゅう つと ひ つづ じょうほうしゅうしゅう おこな
出入国管理行政について、国の動向等の情報収集に努めた。引き続き情報収集を行って
いく。

ねんど ていげん 2015年度・提言①

がいこくじんしえん じょうほうていきょう じょうほうはっしん そうだんまどぐち たぶんかきょうせい すいしん
外国人支援（情報提供・情報発信、相談窓口）と多文化共生の推進
いぶんかこうりゅう こくさいりかい そくしん いばしょ ねっとわーく もくてき
（異文化交流、国際理解の促進、居場所やネットワークづくり）を目的と
しみん ぎょうせい しみんどうし ちゅうかんしえんそしき やくわり
し、市民と行政、また市民同士をつなぐ中間支援組織の役割をはたす
ちいき きよてん すいしん
地域の拠点づくりを推進する。

1 たぶんかきょうせいらうんじかり しな い ふくすう しょ せっち
「多文化共生ラウンジ(仮)」を市内の複数か所に設置する。

かわさきこくさいこうりゅうきょうかい ぎょうせい きょうりよく かくきよてんどうし そうごれんけい ねっとわーく
2 川崎市国際交流協会は、行政とも協力しながら各拠点同士の相互連携やネットワークづくりにおいて
しゅどうてき やくわり にな つと
主導的な役割を担うよう努める。



1

ねんど
2024年度 B

がいこくじんそうだんしえんたいせい じゅうじつ む あら きよてん たぶんかきょうせいぶらざ かわさきし
外国人相談支援体制の充実に向けた新たな拠点として、「かわさき多文化共生プラザ」を川崎市
やくしやだい ちやうしや せいび ねん がつ ほんかくおーぶん しなんぶちいき そうだんきのう
役所第3庁舎に整備し、2024年7月に本格オープンした。これにより、市南部地域における相談機能
きょうか ふく がいこくじんそうだんしえんたいせい じゅうじつ む とりくみ すす ほか ちいき
の強化を含めた外国人相談支援体制の充実に向けた取組を進めることができた。他の地域における
たいおう ひ つづ けんとう
対応については、引き続き検討していく。

2

ねんど
2024年度 B

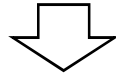
こうえきざいだんほうじんかわさきこくさいこうりゅうきょうかい たぶんかきょうせいやかいすいしんじぎょう がいこくじんしみん きょうせい
公益財団法人川崎市国際交流協会では、多文化共生社会推進事業として「外国人市民と共生す
るまちづくりセミナー」を2024年8月に開催し、市民の参加を通じて多文化共生の推進に向けた取組
おこな せみなー ねん がつ かいさい しみん さんか つう たぶんかきょうせい すいしん む とりくみ
を行った。また、「観光ボランティア通訳セミナー」を2024年9月に実施したほか、英語、中国語、
かんこくご こくさいりかいこうざ がつ がつ じっし えいご ちゅうごくご
韓国語による国際理解講座を6月から2月にかけて実施している。

ねん がつ ほんかくおーぶん たぶんかきょうせいぶらざ こんご れんけい けんとう
2024年7月に本格オープンした「かわさき多文化共生プラザ」との今後の連携についても検討して
いく。

ねんど ていげん 2015年度・提言②

がいこくじんし みん あんしん にほん こそだ しゅっさん こそだ かん
外国人市民が安心して日本で子育てができるよう、出産・子育てに関する
たげん ごじょうほう ていきょう そくしん
多言語情報の提供を促進する。

- 1 がいこくごばん ぼ しけんこうてちやう まどぐち ていきょう こうほう しゅうち そくしん
外国語版母子健康手帳の窓口での提供および広報・周知を促進する。
- 2 かくく さくせい こそだ がいどぶつく たげんごか すいしん ゆうこう かつよう
各区が作成している子育てガイドブックの多言語化を推進するとともに、それが有効に活用されるよう
がいこくじんし みん ていきょう つと
外国人市民への提供に努める。



ねんど
2018年度 A

1 げんご がいこくごばん ぼ しけんこうてちやう まどぐち ていきょう こんご ひつよう ひと ひつよう とど
9言語の外国語版母子健康手帳を窓口で提供している。今後も必要な人に必要なものを届けるよう
じぎょう けいぞく じっし
事業を継続して実施する。

ねんど
2023年度 A

2 【かわさきく たんとう ねんど
【川崎区にて担当】2016年度 A
げんご がいこくごばん ぼ しけんこうてちやう まどぐち じょうほう こー なー ちいきこそだ しえん
6言語版子育てガイドブックや多言語資料を窓口や情報コーナーだけでなく、地域子育て支援
せんたー や こども文化センター、保育園等の区内子育て支援機関でも配架している。また、区役所内
だけでなく、こそだ しえんかんけい かん はいか がいこくごばん けいぞく ぞうさつ
子育て支援関係機関に配架するために、外国語版を継続して増刷している。

【さいわいく たんとう ねんど
【幸区にて担当】2016年度 A
「外国人の方へ」のページを設け、川崎市と神奈川県（かながわけん）のホームページ（多言語版）のQRコードを
けいさい がい こくじん かた べーじ もう かわさきし かながわけん ほーむ べーじ たげんごばん こーど
掲載するとともに、身近な情報について漢字全てにルビを付けて掲載している。妊婦の方へ相談時
がいこくごばん ぼ しけんこうてちやう いっしょ あんない かつよう
に外国語版母子健康手帳と一緒に案内し、活用している。

【なかはらく たんとう ねんど
【中原区にて担当】2023年度 A
こそだ がいどぶつく ない がいこくじん かたむ べーじ えいご へいき にほんご るび つ
子育てガイドブック内の外国人の方向けのページで、英語を併記し、日本語にはルビを付けた。ま
た、多言語の窓口案内、かながわ国際交流財団が作成した外国人住民向けの子育て支援
たげんご まどぐちあんない こくさいこうりゅうざいだん さくせい がいこくじんじゅうみんむ こんご しえん
パンフレットを活用して、相談窓口（そうだんまどぐち）に的確につなげるよう多言語情報の提供を進めた。

【たかつく たんとう ねんど
【高津区にて担当】2020年度 A
こそだ じょうほう がいど ぼつ がいこくじん かた いくじしえん にほんごきょうしつ
子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」に、外国人の方への育児支援として、日本語教室、
がいこくご そうだんまどぐち にんしん しゅっさん かん てつづ けんこうしんさ わくちんせつしゅ じょせいきん いりようきかん
外国語による相談窓口、妊娠・出産に関する手続き、健康診査とワクチン接種、助成金、医療機関
および保育の申込方法などの、外国人市民にとってもっとも重要と思われる情報を英語と日本語
およ へいく もうしこみほう がいこくじんし みん じゅうよう おも じょうほう えいご にほんご
るびつきにて記載した。同ガイドは、妊娠届提出時に、母子健康手帳と同時に交付しているほか、
ほけんねんきんか じどうかていか はいふ ねん しけんてき くやくしよ かいりぐちふきん
保険年金課、児童家庭課でも配布している。また、2020年から試験的に区役所1階入口付近にて
らいちようしゃ たいしやう さつし こうふ いっそうおお がいこくじんし みん こうふ
来庁者を対象に冊子を交付することにした。このことにより、より一層多くの外国人市民に交付す
ることが可能になった。

【宮前区にて担当】2017年度 A

「みやまえ子育てガイドブックとことこ」の改訂に当たり、「外国人の方への支援」のページを追加し、生活に必要な情報を掲載するホームページや、相談窓口の連絡先等を掲載した。

【多摩区にて担当】2016年度 A

関係部署と連携を図り、「多摩区地域子育て情報ブック」に『外国籍の親子のページ（全6ページ）』を設け、日本語と英語の併記又は日本語にはルビを付ける等の工夫をした。出生から就学前までにおける手続き等の情報を中心に掲載している。

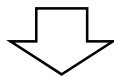
【麻生区にて担当】2020年度 A

子育てガイドブック内の「外国人の方に向けて」ページにて、必要と思われる手続き、案内等を英語表記で掲載している。子育てガイドブック改訂に際して、QRコードでのリンク貼り付けを増やした。川崎市ホームページ内の外国人向けページへのリンクや、その他団体へのページリンクを掲載することで、紙面で提供できる限られた情報だけでなく、他の情報収集を行うツールにつながるよう配慮を行った。

ねん ど ていげん 2015年度・提言③

がいこく こ げんご かべ こうとうがっこう しんがく
外国につながる子どもたちが、言語の壁によって高等学校への進学を
あきらめることがないよう、入試制度および入学後の支援を充実させる。
(2009年度提言の再提言)

- 1 かわさきしりつ こうとうがっこう がいこく こ はいりよ とくべつ にゅうしせいど どうにゅう
川崎市立の高等学校において、外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度を導入する。
- 2 かながわけんりつ こうとうがっこう げんざいじつし ざいけんがいこくじんとうとくべつぼしゅうわく ざいけんわく
神奈川県立の高等学校において現在実施されている在県外国人等特別募集枠(在県枠)について、
がっこうすう ていいんすう ふ ねんい ない じょうけん かんわ はたら かわさきし ない
学校数と定員数を増やすとともに、3年以内という条件を緩和するよう働きかける。また、とくに川崎市内
の県立高校において在県枠が設置されるよう働きかける。
- 3 じゅけん じ はいりよ がっこうせいかつ す む ー ず てきおう にほんごしどう
受験時における配慮だけではなく、学校生活にスムーズに適応できるよう日本語指導をはじめとする
にゅうがくご う い たいせい せいび じゅうじつ
入学後の受け入れ体制についても整備、充実させる。



ねん ど
2022年度 A

1 かわさきしりつこうこう ざいけんがいこくじんとうとくべつぼしゅうせいど どうにゅう けつてい きそくかいせいとう おこな
川崎市立高校への在県外国人等特別募集制度の導入を決定し、あわせて規則改正等を行った。
きょうしよくいん はいち きょういくかていへんせい けんとう おこな
教職員の配置や教育課程編成についても検討を行っている。

ねん ど
2021年度 A

2 かながわけん こうりつこうとうがっこうにゅうがくしゃせんぼつ かながわけん こうしりつこうとうがっこうきょうぎかい にゅうがく
神奈川県公立高等学校入学者選抜については、神奈川県公立高等学校協議会において、入学
ていいんけいかく せんぼつについていとう きょうぎ ねん どにゅうがくしゃせんぼつ ざいけんがいこくじんとうとくべつぼしゅう
定員計画、選抜日程等を協議している。2021年度入学者選抜においては、在県外国人等特別募集と
けんないこうりつこうこう じつし ぼしゅうていいんごうけい めい じゅけんしや ねん ど
して県内公立高校で実施され、募集定員合計145名のところ 103名の受検者であった。また、2022年度
にゅうがくしゃせんぼつ にゅうこくご ざいりゅうきかん つうさん ねんい ない ねんい ない じょうけん かんわ
入学者選抜においては、入国後の在留期間が通算で3年以内から6年以内となり条件が緩和され
た。
こんご けんりつこうこう ざいけんがいこくじんとうとくべつぼしゅうわく こんご けんないおよ ほんしいき はいちじょうきょう
今後も、県立高校における在県外国人特別募集枠について、今後の県内及び本市域での配置状況
はあく かくこう しがんじょうきょう ふ ぼしゅうわく けんきょういくいんかい ひ つづ きょうぎ
を把握するとともに、各校の志願状況を踏まえて、募集枠について県教育委員会と引き続き協議
していく。

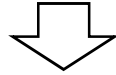
ねん ど
2023年度 A

3 こんねん ど かわさきこうこうていじせい たかつこうこうていじせい にほんご せんもんてき しどう おこな ひじょうきんこうし
今年度は川崎高校定時制および高津高校定時制に、日本語の専門的な指導を行える非常勤講師を
はいち にほんごしどう ひつよう せいと おお ざいせき かわさきこうこうていじせい ざいけん
配置した。とくに日本語指導が必要な生徒が多く在籍している川崎高校定時制については在県
がいこくじんとうとくべつぼしゅうせいど どうにゅう めい にほんごひじょうきんこうし はいち がっこう しえんしや せいと
外国人等特別募集制度が導入され、4名の日本語非常勤講師を配置するとともに、学校、支援者、生徒
との連携を補佐できるよう日本語コーディネーターを配置している。また、今年度からは学校設定
かもく ひつよう せいと たい こじんしどう おこな と だ じゅぎょう ふくすう きょういん きょうしつとう はい
科目、必要な生徒に対して個人指導を行う「取り出し授業」および複数の教員が教室等に入り、
ひつよう せいと さいぼーと はい こ じゅぎょう じつし じゅうじつ しえん おこな
必要な生徒をサポートする「入り込み授業」を実施し、充実した支援を行っている。
ひ つづ と く たい けんしょう しえん かた けんとう じゅうじつ
引き続き、取り組みに対する検証をとおして支援のあり方を検討し充実させていきたい。

ねん ど ていげん 2015年度・提言④

にゅうきよさべつ かいしょう とりくみ すいしん ねん どていげん
入居差別を解消するための取組を推進する。(1996、1997年度提言の
さいていげん
再提言)

- 1 にゅうきよさべつ かいしょう む とりくみ すす そうだんまどぐち せっち
入居差別解消に向けた取組を進めるための相談窓口を設置する。
- 2 か わさきしじゅうたくきほんじょうれい ふどうさんがいしゃ やぬし がいこくじんし むん しゅうち
川崎市住宅基本条例を不動産会社や家主だけでなく、外国人市民へも周知する。
- 3 か わさきしきょじゅうしえんせいど りょうそくしん とりくみ おこな
川崎市居住支援制度の利用促進のための取組を行う。



1	ねん ど 2019年度 A
がいかくじん ふく じゅうたくかくほうはいりよしや す さが そうだん たいおう そうだんまどぐち 外国人を含めた住宅確保要配慮者からの住まい探しの相談に対応する「すまいの相談窓口」につ いて『しゅうちちらし』と『たげんご げんご たいおう ほーむぺーじ さくせい なか さべつかいしょう そうだん まどぐち あんない おこな ひ つづ どうちらしとう しゅうち おこな 周知チラシ』と『多言語（10言語）対応のホームページ』を作成し、その中で差別解消の相談 窓口についても案内を行った。引き続き、同チラシ等による周知を行っていく。	

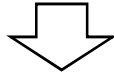
2	ねん ど 2019年度 A
がいかくじん ふく じゅうたくかくほうはいりよしや す さが そうだん たいおう そうだんまどぐち 外国人を含めた住宅確保要配慮者からの住まい探しの相談に対応する「すまいの相談窓口」につ いて『しゅうちちらし』と『たげんご げんご たいおう ほーむぺーじ さくせい なか じゅうたくきほんじょうれい あんない おこな ひ つづ どうちらしとう しゅうち おこな 周知チラシ』と『多言語（10言語）対応のホームページ』を作成し、その中で住宅基本条例 についても案内を行った。引き続き、同チラシ等による周知を行っていく。	

3	ねん ど 2019年度 A
しゅうちようばんふれっと げんご かくくやくしよ がいかくじんし むんじょうほう こーなー はいか 周知用パンフレット（6言語）を各区役所の外国人市民情報コーナーへ配架した。	

ねんど ていげん 2015年度・提言⑤

「やさしい日本語」による情報提供を充実させる。

- 「やさしい日本語」に関するガイドラインを作成する。
- 市ホームページにおける「やさしい日本語」による情報を増やすとともに、それらを集約し、外国人市民が利用しやすいものとなるようホームページを改善する。



1

ねんど
2021年度 A

「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」を2021年3月に策定し、市ホームページやSNS等を通して広報を行った。また、ガイドラインの周知・活用を推進するための研修を実施した。

2

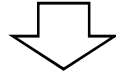
ねんど
2024年度 A

2024年3月に市ホームページがリニューアルされたことに伴い、〈やさしい日本語〉の機械翻訳機能が導入された。これにより、市ホームページ内のすべてのページについて、〈やさしい日本語〉で見ることができるようになった。また、各所管が独自で作成した、〈やさしい日本語〉や多言語で書かれた外国人向けの情報は「がいこくじのかたへ」のページに集約している。引き続き、外国人市民にとってホームページが利用しやすいものとなるよう、情報提供に努めていく。

2017年度・提言①

外国人市民が自立した市民として、安心して生活が送れるよう支援する。

1 新たに転入してきた外国人市民を主な対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールやマナー、川崎市の魅力などを説明するオリエンテーションを開催する。



1

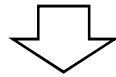
2024年度 B

公益財団法人川崎市国際交流協会では、市内3か所（インターナショナル・フェスティバル、宮前区役所、備えるフェスタ）で生活オリエンテーションを今年度中に実施する予定である。引き続き、市の他の地域も含めた継続的な実施やオリエンテーションで提供する内容・広報手段の検討に努めていく。

2017年度・提言②

災害時における避難所での多文化共生と外国人支援のための仕組みづくりを推進する。

- 外国人市民が日本人市民と協力して避難所の運営に関わることができるように、代表者会議が作成した多言語版の「受付シート」を活用する。
- 避難所に来た外国人市民の情報や状況・状態などを正確に把握するために、一般財団法人自治体国際化協会（以下CLAIRという）が作成した「多言語避難者登録カード」を活用する。
- 災害時の外国人支援のための様々なツールが確実に活用されるよう、CLAIR が作成したツールの存在を各区の避難所運営マニュアルに記載する。（2007年度提言の補足意見）
- 日本語が不自由な外国人市民のために、代表者会議が作成した多言語版の「り災証明書交付 願 記入ガイド」を活用する。



1、2、3、4

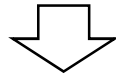
2018年度 A

- 外国人市民代表者会議が作成した「受付シート」7言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ロシア語）を、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」の様式集に掲載した。今後も、避難所運営訓練等を通じて、活用等の周知を図る。
- 自治体国際化協会（CLAIR）が作成した「避難者登録カード」7言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ロシア語）を、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」の様式集に掲載した。
- 自治体国際化協会（CLAIR）のホームページ上に掲載された「災害時多言語表示シート」を参考に、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」上に掲載した。
- 区担当者会議で説明した上で、罹災証明の申請・発行を担当する各区に対し、多言語版の「り災証明書交付 願 記入ガイド」を送付し、災害時の活用を促した。

2017年度・提言③

外国人市民の子育ておよび就労支援として、保育の利用申請をサポートするための多言語による支援の充実を図る。

- 1 代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を活用する。
- 2 日本語が苦手な外国人市民のために、多言語に対応した相談の機会を設ける。



1

2018年度 A

各区役所児童家庭課・各地区健康福祉ステーションにて、代表者会議が作成した多言語版（英語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語）の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を周知・配布し、外国人市民の窓口相談時に活用した。
また、ロシア語・スペイン語・ポルトガル語については、今後対応予定。

2

2019年度 A

【川崎区にて担当】2018年度 A
対象者それぞれの希望に応じた保育の利用相談が必要であるため、電話の通訳サービスや外国語で書かれた概要資料、地図、保育サービスの早見表、また、代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を活用し、個別相談に対応している。

【幸区にて担当】2019年度 A
多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を示しながら個別に入所申請の必要書類を案内したり、児童家庭課に設置しているタブレットの区役所通訳サービスを利用した。

【中原区にて担当】2019年度 A
2019年4月1日に13言語に対応したタブレット式端末を活用した多言語通訳サービスを導入した。日本語が苦手な外国人市民が来庁した際に、保育所の利用申請や相談時に、タブレット式端末を用いたテレビ通話や電話通訳を活用し、多言語による支援の充実を図った。

【高津区にて担当】2019年度 A
タブレット端末によるTV通訳及び電話通訳を2019年4月から導入した。それらを活用することで、外国人市民とのコミュニケーションが向上し、保育所案内業務や保育所入所等の各手続き時において、多言語に対応した支援・相談業務を行うことができた。

【宮前区にて担当】2019年度 A

英語のできる職員が対応又は片言の英語で対応するか、「保育案内【概要】」を使用し簡易的な案内をすることに加え、今年度からは児童家庭課に設置しているテレビ通訳タブレット端末を用いて、多言語による保育利用申請等の相談に対応している。

【多摩区にて担当】2019年度 A

外国人市民から相談を受ける際に、職員が窓口備え付けのタブレットを用いた多言語通訳サービスツールを活用し、保育利用申請等について多言語で説明を行った。

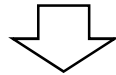
【麻生区にて担当】2018年度 A

日本語が苦手な外国人市民からの相談について、他部署が所有するタブレット端末を活用し、TV通訳を通し相談内容を把握し、回答することで対応した。

2019年度・提言①

外国人市民の子育て支援として、乳幼児健康診査のための多言語による支援の充実を図る。

- 1 代表者会議が作成した問診票の「多言語記入ガイド」を活用する。
- 2 乳幼児健康診査やその他の母子保健事業に関わる情報の多言語化を推進する。



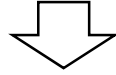
1 2020年度 A
市ホームページ内「子どもの健診」にて多言語記入ガイドPDF版を掲載し、問診票として自由にダウンロードできるようにした。また、毎月発送する乳幼児健診の対象者宛て案内通知の封筒に多言語記入ガイドの紹介及びホームページのQRコードを印刷して全対象者へ周知をした。今後、多言語記入ガイドをより一層活用してもらえよう、掲載先のホームページの構成を工夫する。

2 2021年度 A
乳幼児健康診査の帳票類について多言語版（11言語）を作成し、市ホームページ内「子どもの健診」に掲載し市民が活用できるようにした。職員向けのものは庁内に公開し、各区の必要に応じて加工して使用できるようにした。また、その他の母子保健事業に関わる情報や各区で実施している事業の帳票類も多言語化し、各区で活用している。

2019年度・提言②

日本語指導が必要な児童生徒が安心して学校生活を送れるよう日本語支援の充実を図る。

1 日本語指導が必要な子どもに対して総合的に支援ができるような体制を整備する。



1

2020年度 A

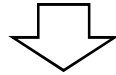
これまで教育委員会において、多文化共生教育の推進全般に関しては総務部が、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援については総合教育センターカリキュラムセンターがそれぞれ所管していたが、今年度の組織改編により、すべて教育政策室人権・多文化共生教育担当の所管となった。これにより、日本語指導が必要な子どもに対し総合的に支援ができるようになった。併せて、予算の拡充などにより、日本語指導の体制を抜本的に見直したことで、日本語指導が必要なすべての児童生徒に対し支援の手が行き届くようになった。

今後も、日本語指導が必要な児童生徒への支援について、研修等を通じて職員や学校の支援力の向上に努めていく。また、今年度から実施した新たな施策を検証するとともに、児童生徒への適切な支援のあり方について、社会情勢や他都市の状況等を踏まえながら、引き続き検討を続けていく。

ねんど ていげん 2019年度・提言③

がいこくじんろうどうしゃ てきせい しゅうろう む とりくみ すいしん
外国人労働者の適正な就労に向けた取組を推進する。

- 1 ろうどうかんれんほう じゅんしゅ こうせい たいぐう かくほ じぎょうぬしとう けいはつ てきせつ かんたくしどう てつてい
労働関連法が遵守され、公正な待遇が確保されるよう事業主等への啓発と適切な監督指導を徹底す
るとともに、がいこくじんろうどうしゃ けいはつ じょうほうていきょう じゅうじつ はか くに はたら
外国人労働者への啓発と情報提供の充実を図るよう国に働きかける。
- 2 がいこくじん こよう じぎょうぬしとう たい がいこくじん こよう る ー る かん けいはつ じょうほうていきょう じゅうじつ
外国人を雇用する事業主等に対して、外国人の雇用ルールに関する啓発と情報提供を充実させる。
- 3 がいこくじんろうどうしゃ たい てきせい ろうどうじょうけん そうだんまどぐち かん けいはつ じょうほうていきょう じゅうじつ はか
外国人労働者に対して、適正な労働条件や相談窓口に関する啓発と情報提供の充実を図る。



ねんど
2024年度 B

1 じぎょうぬしとう けいはつ じゅうらい どうよう こうほうし が い どぶつく ほ ー む べー じとう つう じっし
事業主等への啓発について、従来と同様に、広報誌やガイドブック、ホームページ等を通じて実施
した。らいねんどういこう ひ つづ しゅうち けいはつ はか
した。来年度以降も引き続き、周知・啓発を図っていく。

ねんど
2024年度 B

2 がいこくじん こよう じぎょうぬしとう たい じゅうらい どうよう ほ ー む べー じ こうほうし が い どぶつく
外国人を雇用する事業主等に対して、従来と同様に、ホームページや広報誌、ガイドブックでの
じょうほうていきょう おこな らいねんどういこう ひ つづ とりくみ すす
情報提供を行った。来年度以降も引き続き取組を進める。

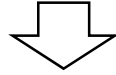
ねんど
2024年度 B

3 がいこくじん ふく ろうどうしゃ たい ろうどうじょうけん そうだんまどぐちとう じゅうらい どうよう ほ ー む べー じ
外国人を含む労働者に対して、労働条件や相談窓口等について、従来と同様に、ホームページや
こうほうし が い どぶつく じょうほうていきょう おこな がいこくじんろうどうしゃ そうだん ぜんたい わり み
広報誌、ガイドブックでの情報提供を行った。外国人労働者からの相談は、全体の1割にも満た
ないため、より周知を図る必要がある。

ねんど ていげん
2021年度・提言①

にほんご ぼご がいこくじんしみん ほいく かん てつづ さぽーと
日本語を母語としない外国人市民の保育に関する手続きをサポートする
ために、たげんご しえん じゅうじつ はか
多言語による支援の充実を図る。

だいひょうしゃかいぎ さくせい きょういく ほいくきゅうふにんてい へんこう しんせいしよ ほいくしよとうりよう へんこう もうしこみしょけんじどう
1 代表者会議が作成した「教育・保育給付認定(変更)申請書」と「保育所等利用(変更)申込書兼児童
だいちよう たげんごきにゆうがいど かつよう
台帳」の多言語記入ガイドを活用する。



1

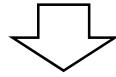
ねんど
2022年度 A

かくく ほいくしよとう しんせいまどぐち いんさつ うえ はいふ かつよう
各区の保育所等の申請窓口において印刷の上、配布し、活用した。

ねんど ていげん
2021年度・提言②

がいこくじんし みん じりつ し みん あんしん せいかつ おく し えん
外国人市民が自立した市民として、安心して生活が送れるよう支援す
る。(ねんどていげん さいていげん
2017年度提言の再提言)

あら てんにゆう がいこくじんし みん おも たいしやう ぎやうせい せ い ど じやうほう せいかつ おく うえ る ー る
1 新たに転入してきた外国人市民を主な対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールや
ま な ー し やくだ じやうほう かわさきし みりよく せつめい おりえ ん て ー し ょ ん かいさい
マナー、知っておくとよい役立つ情報、川崎市の魅力などを説明するオリエンテーションを開催する。



1

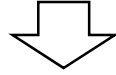
ねんど
2024年度 B

こうえきざいだんほうじんかわさきしこくさいこうりゆうきやうかい しな い し ょ い ん た ー な し ょ な る ふ え す て い ば る みやまえ
公益財団法人川崎市国際交 流 協 会では、市内3 か所(インターナショナル・フェスティバル、宮前区
やくし ょ そな ふ え す た せいかつ おりえ ん て ー し ょ ん じつし よてい ひ つづ し ほか ちいき
役所、備えるフェスタ) で生活オリエンテーションを実施する予定である。引き続き、市の他の地域
も 含め た けいぞくてき じつし おりえ ん て ー し ょ ん ていきやう ないやう こうほうしゆだん けんとう つと
含めた継続的な実施やオリエンテーションで提 供 する 内容 ・ 広報手段の検討に努めていく。

ねんど ていげん 2021年度・提言③

がいこくじんしえん たぶんかきょうせい すいしん もくてき ちゅうかんしえん やくわり
外国人支援と多文化共生の推進を目的とし、中間支援の役割をはたす
ちいき きよてん すいしん ねんどていげん さいていげん
地域の拠点づくりを推進する。(2015年度提言の再提言)

1 たぶんかきょうせいらうんじかり せっち
1 「多文化共生ラウンジ(仮)」を設置する。



1

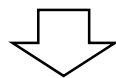
ねんど
2024年度 A

がいこくじんそうだんしえんたいせい じゅうじつ む あら きよてん たぶんかきょうせいぶらざ かわさきし
外国人相談支援体制の充実に向けた新たな拠点として、「かわさき多文化共生プラザ」を川崎市
やくしょだい ちょうしゃ せいび ねん がつ ほんかくおーぶん こんご そうだんしえんないよう じゅうじつ ぶらざ
役所第3庁舎に整備し、2024年7月に本格オープンした。今後は、相談支援内容の充実やプラザを
かつよう こみゆにてい とりくみ すす
活用したコミュニティづくりのための取組などを進めていく。

2023年度・提言①

外国人市民が安心して産前・産後の期間を過ごせるよう、多言語や
〈やさしい日本語〉による支援の充実を図る

- 1 代表者会議が川崎市に住む外国人市民のために多言語で作成した、産前・産後支援に関するリーフレットを活用する。
- 2 産前・産後支援に関する情報の〈やさしい日本語〉化を推進する。
- 3 各区が作成している子育てガイドブックの外国人向けページに、産前・産後支援に関する情報を掲載する。
- 4 多文化医療サービス研究会が作成した「ママと赤ちゃんサポートシリーズ」を広報・周知する。



1	2024年度 B
市ホームページ「妊娠届と母子健康手帳の交付」において、代表者会議が川崎市に住む外国人市民のために多言語で作成した産前・産後支援に関するリーフレットを掲載した。また、各区の窓口に来所した外国人市民に対して情報提供をするとともに周知を行った。2024年度からの取組であるため、引き続き周知をするとともにさらなる充実を図る。	

2	2024年度 B
産前・産後支援に関する情報については、ルビを振っているものも一部あるが、多言語化を中心に対応しており、〈やさしい日本語〉化の着手は今後の検討課題としている。	

3	2024年度 B
【川崎区にて担当】2024年度 B 今年度改訂の子育てガイドブックに外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載予定である。	
【幸区にて担当】2024年度 B 幸区子育て情報誌「おこさまっぷさいわい」の中の「がいこくじんのかたへ」の掲載ページに、外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）についても掲載することを進めている。	
【中原区にて担当】2024年度 A 2024年度版中原区子育て情報ガイドブック「このゆびと～まれ！」に、外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載した。	

【高津区にて担当】2024年度 A
子育てガイドブック内に、「外国籍の方の育児支援」というページを設け、妊娠～出産までに必要な手続きや医療機関、保育所に関わる情報を英語と日本語ルビ付きにて掲載するほか、多言語に対応可能な相談窓口の案内を掲載するとともに、2024年度版から新たに、外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載した。より多くの外国人市民に交付できるよう、妊娠届提出時に母子健康手帳と同時に交付しているほか、区役所内関係課で配布を行っている。

【宮前区にて担当】2024年度 B
みやまえ子育てガイドブック「とことこ」の内容更新の際に外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載予定である。

【多摩区にて担当】2024年度 B
多摩区で発行している「地域子育て情報BOOK」について、外国人向けページに、外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載したものを発行する予定である。

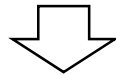
【麻生区にて担当】2024年度 B
麻生区子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」について、外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載したものを、配布予定である。

4 2024年度 B
市ホームページ「妊娠届と母子健康手帳の交付」において、代表者会議が川崎市に住む外国人市民のために多言語（14言語）で作成した産前・産後支援に関するリーフレットを掲載し、また、各区の窓口に来所した外国人市民に対して情報提供をするとともに周知を行った。このリーフレットでは「ママと赤ちゃんサポートシリーズ」を二次元コードから見るができる。2024年度からの取組であるため、引き続き周知をするとともにさらなる充実を図る。

2023年度・提言②

外国人市民が安心して介護保険制度を利用し、サービスを受けることができるよう、事業者への啓発と制度の周知を図る

- 1 介護・福祉従業者向けに多文化理解に関する研修を実施する。
- 2 介護・福祉従業者向けに〈やさしい日本語〉に関する研修を実施する。
- 3 「こんにちは介護保険です」の〈やさしい日本語〉版を作成する。
- 4 「こんにちは介護保険です」の多言語版および〈やさしい日本語〉版の活用が進むよう、広報・周知を推進する。



1、2

2024年度 B

総合研修センターが、介護・福祉事業者向けに「外国人の利用者支援に役立つ、多文化理解と伝わりやすい日本語」というテーマで、2025年1月に研修を実施予定である。

3

2024年度 B

「こんにちは介護保険です」の〈やさしい日本語版〉を2024年11月下旬に市ホームページに掲載予定である。

4

2024年度 B

「こんにちは介護保険です」の外国語版（英語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語）を市ホームページに掲載している。〈やさしい日本語版〉については、2024年11月下旬に市ホームページに掲載予定である。